第２７回
日本海・九州西広域漁業調整委員会
議 事 録

平成２８年３月１日（火）

水　産　庁

１．開催日時：平成２８年３月１日（木）１４：００～１６：３０

２．開催場所：ＴＫＰガーデンシティ博多新幹線口 プレミアムホール
（福岡県福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋本社ビル５Ｆ）

３．出席委員

【会　長】

学識経験	橋本　明彦

【都道府県海区互選委員】

北海道	市山　亮悦
青森県	角田　順一
秋田県	佐々木　健
富山県	松野　　均
石川県	志幸　松栄
福井県	齊藤　洋一
京都府	西川　順之輔
兵庫県	吉岡　修一
鳥取県	生越　日出夫
島根県	肥後　和雄
山口県	上野　知昭
福岡県	本田　清一郎
佐賀県	杠　　学
熊本県	福田　　靖
鹿児島県	野村　義也
沖縄県	山川　義昭

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	金子　岩久
漁業者代表	森脇　　寛
漁業者代表	伊藤　保夫
漁業者代表	川越　一男
漁業者代表	濱村　尚登
学識経験	清野　聡子

４．議　題

（１）日本海西部･九州西海域マアジ･マサバ･マイワシの資源管理について

（２）マダラの資源管理の検討状況について

（３）九州･山口北西海域トラフグに関する委員会指示について

（４）有明海ガサミに関する委員会指示について

（５）太平洋クロマグロの資源管理について

（６）平成２８年度資源管理関係予算について

（７）その他

５　議事内容

開　会

（事務局）

皆さん、こんにちは。事務局をお預かりしております水産庁管理課の竹越でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、ありがとうございます。

それでは、定刻の１４時になりましたので、ただいまから第２７回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、山形県の加藤委員、新潟県の小田委員、長崎県の大久保委員の３名、そして大臣選任委員から濵田委員、藤田委員、安成委員の３名が事情やむを得ずご欠席されておりますけれども、委員定足数２９名のうち、過半数であります２３名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第１１４条で準用いたします同法第１０１条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、橋本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

（橋本会長）

それでは、皆さん、こんにちは。本日は大変年度末も近い、忙しい中、委員の皆様におかれましては出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成２２年にこの委員会の委員に就任して以来、初めての現地開催となりましたが、この実現に関しましては水産庁本庁の事務局、あるいは今回の会場のセッティング等、多大なご苦労をいただいた九州漁業調整事務所のご担当の方々に心より御礼を申し上げたいと思います。

また、委員さん以外のご臨席の方々におかれましては、東京開催より遠距離を移動いただいた方もおられると思いますが、大変ご苦労さまでございます。

それでは、本日水産庁からご臨席いただいた皆様を紹介いたしたいと思います。

私の右隣から、長谷次長さんです。

（長谷次長）

よろしくお願いします。

（橋本会長）

木島管理課長さんです。

（木島課長）

よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

それから、こちらの神谷参事官さんです。

（神谷参事官）

神谷です。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

それから、加藤資源管理推進室長さんです。

（加藤室長）

加藤です。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

それから、右手のほうの藤田沿岸・遊漁室長さんでございます。

（藤田室長）

藤田です。よろしくお願いします。

（橋本会長）

また、今回は太平洋クロマグロの資源管理に関しまして幅広い関係者からご意見をいただくという目的のため、参考人として４名の方にご臨席をいただいておりますので、ご紹介を申し上げたいと思います。

まず、石川県定置漁業協会会長理事の一瀬保夫さんでございます。

（参考人・一瀬）

一瀬です。よろしくお願いします。

（橋本会長）

次に、山口県漁業協同組合専務理事の仁保宣誠さんでございます。

（参考人・仁保）

仁保でございます。よろしくお願いします。

（橋本会長）

次に、五島漁業協同組合代表理事組合長の草野正さんでございます。

（参考人・草野）

草野です。よろしくお願いします。

（橋本会長）

次に、財部水産株式会社代表取締役の財部安則さんでございます。

（参考人・財部）

財部です。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

どうもありがとうございます。

それでは続きまして、本日ご臨席をいただいている水産庁の長谷次長から、委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶をいただきたいと思います。

（長谷次長）

皆さん、こんにちは。第２７回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催に当たりましてご挨拶

申し上げます。委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また地域によっては悪天候の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本年１月１日に水産庁次長を拝命いたしました長谷でございます。これまで同様よろしくお願いいたします。

さて、先ほど橋本会長からもありましたとおり、本委員会の開催としては初めての地方開催ということかと思います。長年、広域漁業調整委員会を自分の仕事のホームグラウンドのように思ってやってまいりました私としては、こういう初めての機会にぜひ出席したいという思いでやってまいりました。本日の議題にあります、マアジ、マサバ、マイワシ、マダラ、トラフグ、そしてガザミの資源管理について、ぜひ活発なご議論をいただきたいと思います。

その上で、現在最大の懸案はやはりクロマグロの資源管理であると思っております。前回も浅川部長の代理としてお話しさせていただきましたので、ちょっと重なると思いますけれども、またお話しさせていただきたいと思います。

国際会議で決められます欧米流のといいましょうか、欧米発の資源管理は、全ての漁業について１トン単位の数量管理、漁獲量管理を厳格に求められるものであります。これは一見、管理としての見ばえはいいかもしれませんけれども、実際問題として、漁業実態の異なる我が国としてこれにどのように対処すべきか、非常に悩ましいものがあると思っております。

これも前回申し上げたことでありますけれども、日本の沿岸漁業の基幹漁業である定置網漁業と数量管理というものは非常に相性が悪く、しっかり数量管理をしようとすると定置の水揚げができなくなってしまいますし、水揚げを優先すれば厳格な数量管理ができなくなるということで、我々としてはこの相反するベクトルの整合性をどうとっていくのか、正直言って資源管理の中でも最上級に難しい問題だと思っております。

私としては、現段階においては定置について４つほど思うところがあります。

まず１つは、混獲減少、とり残しですとか、放流の技術的詰めを進めていくということであります。これについては、昨年５月から８月に、青森県の深浦で放流をしてみたり、その生き残りを調べてみたりというような実験しております。結果もだいぶとりまとまってきております。また、本日参考人としてご出席いただいております長崎県五島の草野組合長のところは、もうかる漁業という事業をやっており、定置網の事業もこの春から始めるのですけれども、その中で、網の中で仕切り網を使った選別というようなこともとり組んでいただいております。できるだけ、必要な場合に、とらない、とり分ける、逃がすというような技術、これは検討を進めていくことが大事だと思っております。

２つ目としては、この１年も各地でいろいろな取り組みをいたしました。初めからわかっていたことでありますけれども、クロマグロの漁獲について、どの地域でどれだけ来るかというのを予測するのは非常に難しい。その中で、狭い地域で数量の枠内におさめようとすると非常に難しい問題があるということを踏まえると、そういったリスク分散のために、地域の事情はいろいろあるかも

しれませんけれども、基本としては、できるだけプールにして広域の管理をしていく必要があるのではないかと思いました。

３点目としては、そういったいろいろな新しい取り組みをしていただくわけですから、これからも経営支援策について点検していく必要があるだろうと思っております。

４点目としては、定置について、そういういろいろな取り組みをしていくわけでありますけれども、それでも最終的にオーバーしてしまうというようなことがあり、それが国全体としての約束の中で、翌漁期にほかの漁業にしわ寄せがいってしまうというようなことも将来的には想定されるわけです。そういった場合、しわ寄せがいってしまうような漁業者に対しての支援策、定置漁業者としての支援ということも総合的に考えていかなければいけないと。そういうことで現段階では本件の軟着陸を何とか図っていきたいと考えております。

今日はそういう趣旨でいろいろな方からご意見を伺おうということで、参考人の方にもご出席いただいておりますけれども、いろいろなご意見、ご要望をしっかりと受けとめて、クロマグロの加入の改善が見られた年に大慌てしないで済むように、ＴＡＣ制度を踏まえた数量管理の試みを今年７月から始めたいと考えているところでございます。

私としては、長年、漁業調整や資源管理に携わってきた者として、次長在任中に何としてでも、この定置を含むクロマグロの数量管理の道筋をつけたいと思っているところであります。くどいようですけれども、次長ということで役所の中でも古株になりました。委員の皆様方に比べれば大してそんなに古くないのですけれども、役所の中では古株ということになりましたので、いろんな経緯を話していかなければいけない立場でございます。

そういうことでお話しさせていただければ、平成９年の指定漁業の一斉更新のときにいろんな議論がありました。当時、沿岸と沖合のいろんな話があり、沿岸と沖合の漁業者の話し合いの場をつくらなければいけないというのが１つの結論だったんです。その議論を１つの契機として生まれたのが広域漁業調整委員会でありました。

欧米流のいわゆるグローバルスタンダードだとか、世界標準みたいなものに、日本が合わせる、日本人が合わせる、これはペリーの黒船来航以来だと前回言いました。大げさなことを言うやつだと思われたかもしれませんけれども、私としてはまさにそういうことでありまして、今回も何とか知恵を絞ってやっていかなくてはいけない。そういう中で、お互い同じ水産人として、ほかの漁法をとやかく言う前に、それぞれの漁法の特性、置かれた状況を理解した上で、力を合わせてこのほんとうに難しい問題を乗り越えていきたいと思っております。

皆様のご理解とご協力を切にお願いして、委員会開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（橋本会長）

長谷次長、大変力のこもったご挨拶をどうもありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局）

お手元資料でございます。封筒に入ったものでございます。１枚目に議事次第、それからおめくりいただいて委員名簿、それから本日の配席図、出席者名簿がございます。その後、資料１から資料６までございます。資料１がマサバ（マアジ・マイワシ）の取り組み、資料２がマダラでございます。資料３がトラフグの委員会指示のホチキスどめ、ちょっと厚いものになっております。その後に資料４としましてガザミの広域漁業調整委員会指示の１枚ペラのものでございます。それから資料５といたしましてクロマグロのホチキスどめの厚い資料です。最後、資料６が予算の話という形でセットされています。過不足等ございましたら、事務局にお申しつけいただければお届けに上がります。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

それでは、議事に入ります前に、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。事務規程第１２条により、会長の私からご指名をさせていただきたいと思います。本日の議事録署名人としては、都道府県互選委員からは山口県の上野委員、農林水産大臣選任委員からは濱村委員、このお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議題（１）の日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）の資源管理についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針に基づいてとり組まれている資源管理の状況等についてご説明させていただきます。私、九州漁業調整事務所沖合課の小林でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

今年度の取り組み状況でございます。資料１に沿ってご説明させていただきます。

２月末までの取り組み状況につきましては、各機関における毎月の休漁等のほか、小型魚を主体とする漁場形成があったことから、一斉休漁措置や集中的に漁獲圧をかけないようにするための漁場移動を実施しております。

具体的には、大中型まき網漁業におきましては、山陰旋網漁業協同組合さん、日本遠洋旋網漁業協同組合さん、鹿児島県旋網漁業協同組合さんの取り組みといたしまして、九州北方海域において、マアジ、マサバの小型魚を主体とする漁場形成があったことから、３回の一斉休漁措置を実施しております。また、山陰海域におきましては、マサバの小型魚を主体とする漁場形成がありましたことから、２回の一斉休漁措置を実施しております。

また、中型まき網漁業におきましては、長崎県旋網漁業協同組合さんの取り組みといたしまして、漁場移動を３９回実施しております。

このように、従前から実施されている取り組みを後退させることなく、継続して実施しているところでございます。

次に、広域資源管理方針の更新でございます。これにつきましては、資源評価の結果等を反映させたものを参画団体で構成する広域資源管理検討会議で調整を図っております。

お手元の資料１の裏面に管理方針の概要をつけております。

マアジ（マサバ・マイワシ）につきましては広域に分布、回遊することから、大臣許可漁業である大中型まき網漁業と知事許可漁業である中小型まき網漁業が連携、協力して小型魚への漁獲圧の低減、漁獲圧が増大しないようにする取り組みを実施しながら、親漁量の維持・回復を図ることとしております。

説明につきましては以上でございます。

（橋本会長）

ありがとうございました。事務局からマアジ（マサバ・マイワシ）の資源管理方針に基づく取り組み状況の説明がございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、あるいはご質問がある方はよろしくお願いいたします。

（清野委員）

九州大学の清野でございます。今日は皆さん、福岡にお越しいただきましてありがとうございます。

今、ご説明いただきましたように、マサバ、マイワシ、マアジと、いろいろ努力をされているという話を以前からいただいております。これも以前から申し上げていることなのですが、そのことがなかなか消費者に見えにくいということがありまして、そういうご努力がある中で、社会の中の議論ではどうしても、小型魚が市場に出ているとか、そういう指摘があると、市場に出ない形で加工されてしまうのじゃないかという、国内での若干の不信感みたいなものも最近出ていて懸念しております。

せっかく今日、こういった関係する皆様がおられますので、どうしたら、消費者も含めてこの状況がわかって、努力しているのも伝わって、また消費者なりの努力は何ができるかというのもぜひ検討いただけたらと思います。

これについて、漁業の現場では今のような形で対策が進んでいるようですし、かつ、いろいろな検討会議が設置されたということも大きいことだと思います。これについて、簡単で結構でございますので、国民に対しての努力のＰＲと、今後の社会とのコミュニケーションの方向性について、何かご意見がありましたら、どなたかからいただけたらと思います。

以上です。

（橋本会長）

清野委員からは、こういった資源管理について、漁業者、関係業界の間ではいろいろと調整の努

力、取り組みというのは行われているけれども、相変わらず、まだそういった取り組みが消費者を中心に伝わっていない。そういったものを伝えるためにどのような取り組みが考えられるかということだと思います。

ホームページなんかでは、今まで資源管理の取り組みについては紹介していたのですか。

（事務局）

そうですね。ホームページ上ではこれらの取り組み等については掲載されているところでございます。もちろん広調委の資料の中にも入っておりますので、公表されているということになってございます。

（清野委員）

ありがとうございました。そういうわけで、資料もせっかくいろいろつくられたり、会議もやっていて、かなり当事者同士のつらい話もされていると伺っております。ですから、そういうことをどんなふうに伝えるかというのは、九調だけの問題ではないと思いますので、また、ぜひ進めていただけたらと思いますし、消費者のほうも食べ方の工夫とか、そんなこともいろいろ最近協力的になっていると思いますので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

（橋本会長）

ありがとうございました。水産庁のほうから何かコメントがあれば。

（加藤室長）

我々としても、せっかく漁業者の皆さんにとり組んでいただいて、頑張ってやっていただいていますので、委員ご指摘のように、全体の資源管理の取り組み状況や成果などを、ホームページなり情報発信の手段をちょっと工夫しまして、もっと強化していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

ありがとうございました。ほかにこのマアジ（マサバ、マイワシ）の資源管理について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

（全委員）

なし。

（橋本会長）

それでは、急ぐようで恐縮でございますが、議題（２）マダラの資源管理の検討状況についてに移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

（加藤室長）

資源管理推進室長の加藤でございます。マダラの資源管理の検討状況について、資料２に基づきましてご説明を申し上げます。

マダラの資源管理につきましては、昨年１１月の広域漁業調整委員会と水産政策審議会の資源管理分科会の場で、これまで５つの主要魚種についてＴＡＣ魚種の追加の検討が継続的に行われてきたわけでございますけれども、改めまして、以後マダラを主眼として注力して、ＴＡＣ管理に係る検討を行ってまいりたいという旨をご説明させていただいたところでございます。

その後の状況について簡単なご報告になってしまうのですけれども、関係者から幅広く情報収集を行いたいということで、今年１月の都道府県の資源管理担当者会議の場におきまして、こういった経緯についてご説明をし、今後、関係するマダラを採捕する漁業の実態調査、それから、ＴＡＣ管理をもし行うこととした場合にどういう課題があるのかや、これまでの資源管理の取り組みの状況等についてアンケート調査のような形で各関係県に依頼して、現在その結果をとりまとめているところでございます。

１１月の広調委等の場でもご意見をいただいたわけでございますけれども、このマダラについて、ＴＡＣ以外の資源管理の手法もあるわけですので、大きくこの全体の管理をどういうふうに考えていくのか、その中でＴＡＣ管理というのはどういうふうな役割を担っていくのかというような疑問点などが都道府県からもこの調査の中で寄せられています。また、各県でいろいろな漁業でタラをとっていて、狙っている場合もあれば、そうでない場合もあるし、そういったものを仮にＴＡＣにした場合にはどうやって管理をしていったらよいのかとか、また、配分するときにどう配分して数量管理をしたらいいのかというような疑問点が寄せられております。また、ＴＡＣを設定するための科学的知見、ＡＢＣですけれども、精度はどうなんだといった声も寄せられているところでございます。調査結果につきましては、改めて整理をした上で検討を進めていきたいと考えております。

今後の進め方につきまして、まだ固まったものはない状況でございますけれども、マダラは全国的にも漁獲量が多くて、我が国の重要魚種の１つで、その資源状況の安定を図っていくために、どういった資源管理を進めていけばいいのかとか、課題について細かく検討しながら、例えば、一定の期間、数量管理なり、あるいはほかの管理も含めて管理を試行的に行って、データを集めてそれを検証していくようなことなども考えられると思っております。

いずれにしましても、今後の検討の経過につきましては、適切なタイミングでこの委員会にもご報告をしてまいりたいと考えております。引き続き、関係漁業者さんのご意見を幅広くお聞きしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

（橋本会長）

ありがとうございました。ただいま、マダラの今後の資源管理の方向性、ＴＡＣ管理も含めた方向性について検討している状況の説明がございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

これは、アンケート調査等の回答のとりまとめをやっているということですけれども、また秋の

広域の漁調委等にその結果の概要とか、そういう報告はあるでしょうか。

（加藤室長）

とりまとめの結果ですとか、課題を整理し、どんなふうに進めていくのかというような点についてご報告、ご意見をお伺いしながら進めさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

ありがとうございました。ほかにこのマダラの管理の検討について、何かご質問でも構いませんけれども、ございますか。よろしいですか。

（全委員）

なし。

（橋本会長）

それでは、特にご意見ないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

議題の（３）と（４）でございます。議題（３）は九州・山口北西海域のトラフグについて、議題（４）は有明海のガザミについて。いずれの議題もこれまで継続的に発動してきました本委員会の委員会指示に関する議題でございますので、この議題（３）、議題（４）は一括して事務局より説明をいたします。よろしくお願いします。

（事務局）

事務局でございます。お手元資料は資料３でございます。こちらがトラフグの広域資源管理委員会の指示でございます。先ほど会長からございましたとおり、例年、ご審議を賜っているものでございます。

トラフグに関しましては２つの委員会指示から成ってございます。１ページにございますとおり、１番の指示第４５号というものと、２番の指示第４６号というものでございます。

後ろに参りまして、休漁期間や操業期間、あるいはこの広域漁業調整委員会指示の本文、それから承認証や細かい申請書類、事務と扱要領や、全て一式をホチキスどめでお配り申し上げております。

説明は、１ページ目の概要のほうで進めさせていただきます。

まず初めに、委員会指示第４５号でございます。こちらは承認制と届出制に関します委員会指示でございます。

（１）の①にございますとおり、承認制の対象船舶は、総トン数５トン以上のトラフグはえ縄漁船といたしております。

②といたしまして、漁獲努力量の増加を制限するために、県ごとに承認隻数の上限を定めております。山口、福岡、佐賀それぞれ隻数の上限を定めておりまして、６県、合計で２７１隻となってございます。

③といたしまして、届出制の対象船舶は、承認制の逆となりまして、総トン数５トン未満を届出制、５トン以上を承認制といった形でやってございます。

それから続きまして（２）の承認番号ですけれども、引き続きまして承認を受けた５トン以上のトラフグはえ縄漁船におきましては、船舶の船橋両側の見やすいところに承認番号を付していただきたいと。

それから（３）漁獲成績報告書でございます。平成２８年９月から２９年４月までの操業記録を提出していただくと。また、操業記録をとりまとめていただくまで、提出期限を１カ月ということで、２９年４月３０日までとしてございます。関係漁業者の皆様にはご苦労をおかけいたしますけれども、漁期分をまとめて提出いただきたいと思います。

それから、（４）の委員会指示の有効期間でございますけれども、平成２８年度漁期ということで、平成２８年５月１日から２９年５月３１日までです。委員会指示の有効期間が５月３１日になっておりますのは例年でございますけれども、漁業者さんからの漁獲成績報告書の提出は県を通じていただいておりますので、１カ月ずれてございます。

こういった内容が委員会指示ということで、お手元資料でまいりますと、４ページ、５ページが本文となってございます。こちらが委員会指示の本文でございます。今ご説明した内容が盛り込まれております。

続きまして、指示第４６号ということで、１ページにお戻りいただきます。

こちらは操業期間の制限でございます。操業期間を、海域をＡ海域からＥ海域まで５つに分けまして、海域及び浮縄、底縄の漁法ごとに休漁期間を設定しております。具体的には、２ページ、３ページに図で示しております。２ページのほうが休漁期間を載せているものでございます。３ページが操業期間になっております。このような形で進めてまいりたいと。

それから、あわせまして小型魚の再放流ということで、全長２５センチ以下の小型魚再放流にとり組んでいただくと。

それから、指示の有効期間としましては、平成２８年５月１日から来年、２９年４月３０日までの期間ということになっております。

こちらの委員会指示はお手元資料９ページでございます。９ページ、１０ページに、今ご説明した第４６号の内容が盛り込んでございます。

この２つのトラフグに関する指示について、よろしくご審議をいただきたいと思います。

引き続きまして、ガザミの委員会指示についてご説明いたします。資料４でございます。１枚、両面印刷になっている紙でございます。資料４と題しております。

こちらがガザミの委員会指示の内容になっておりますけれども、例年のことではございますけれども、裏面にガザミの資源管理方針の概要がございますので、簡単に説明させていただきます。

真ん中の４番のところでございます。ガザミの広域資源管理のために講じる措置ということで、

５つ講じております。

１つ目が、抱卵ガザミ、いわゆる黒デコと呼ばれるものの保護をいたしまして、産卵機会を確保するというのが１つの柱です。

２つ目に、小型ガザミの再放流ということで、全甲幅長１２センチ以下のガザミについては再放流ということが決まっております。

それから（３）といたしまして、採捕禁止期間の設定、こちらが委員会指示でお願いしたい部分ですけれども、抱卵ガザミを保護するために、産卵期間、６月から８月のうち１５日間は、たも網、その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止すると。この部分について委員会指示をお願いしたいと。

４番、５番は、積極的資源の培養でありますとか、漁場環境の保全、漁場清掃、こういったものを講じております。

また、前回、事務局からもご説明いたしましたけれども、こういったその他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置に関しましては、マリーナ、フィッシャリーナ、釣具店にリーフレットを配付いたしまして、こういった資源管理の広域的な取り組みに関しまして周知を実施しているところでございます。

それでは、本文に戻りまして、１枚目の委員会指示でございます。先ほど申しましたとおり、有明海におけるガザミの採捕について、例年どおりということで、期間も先ほど申し上げましたとおり、平成２８年６月１日から１５日までの１５日間、たも網、その他すくい網によるガザミの採捕を禁止するという内容でございます。

指示の期間は、平成２８年４月１日から来年、平成２９年３月３１日までとしております。

以上がガザミの広調委指示の内容でございます。３問ございますけれども、よろしくご審議をお願いいたします。

（橋本会長）

ありがとうございました。事務局のほうから、これは例年、委員会指示を発出している３件です。まず、トラフグに関する承認制、届出制についての４５号、それから、操業期間の制限等に係る４６号、それがトラフグの２つです。それから、最後に説明のあったガザミについての採捕禁止を定める委員会指示、これが第４７号と、都合３つの委員会指示の説明でございました。

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。この委員会指示につきましては、例年と同様ということでございますが。

（清野委員）

トラフグ、そして先ほどのマダラもそうなのですけれども、調査研究が進んで、思う以上に大きく回遊することがわかっている魚類について、今回対象とする海域の努力だけではなかなか資源が回復しないものというのがあると思うんですね。そのあたりに関しては、水産庁全体ではもっと大きい政策をとっておられるのかもしれないのですけれども。特にこのトラフグに関しましては、漁

業者、当事者の努力以外で、非常に広域、場合によっては日本の範囲を超えてまで移動することがわかってきた魚類で、一方では、日本の沿岸漁業者の中でも、わりと沿岸の魚という認識が強くて、そういう科学的な調査結果が現場に十分お伝えできていないものがあるのですが、そのあたりの日々進歩する科学的情報の資源管理へのフィードバックと、それを現場の漁業者にどういうふうに伝えるかというあたりについてお願いできればと思います。

（橋本会長）

トラフグにつきましては、以前の広域漁調委でも紹介があったと思いますけれども、広域漁調委の区域を越える、さらに大きな区域について、トラフグに係る全国会議のようなもので、その資源管理のあり方とか、そういうものを今現在進めていると思いますけれども、事務局から。

（加藤室長）

一昨年になりますか、資源管理のあり方検討会というものがございまして、その中で幾つかの主要魚種についてテーマになりました。この西日本のトラフグについては、関係県が２０ぐらいにまたがってまいります。瀬戸内海から日本海の主に西側、それから九州の西側までです。それらの関係県の方々が一堂に会して、全体の管理についてどうしていったらいいのか、どういう取り組みをすべきかということを考える検討会議を開催しようということに、そのあり方検討会でなりました。

一昨年の後半から昨年に、部会なども開きまして、幼魚の保護ですとか、それから親魚のほうも含めまして、全体的に資源の状況を踏まえて管理の目指すべきところを皆さんで議論して、大体の方向性を定めて、関係の地域において、どういった資源管理の深掘りができるかということを、今まさに検討していただいているところでございます。

回遊範囲が広いものにつきましても、基本的にその回遊範囲において漁獲をされている関係の漁業の方々にやはり集まっていただいて、皆さんがどういった取り組みができるのか。場合によっては取り組みに違うような形が出てきてしまうことも結果としてはあり得るかもしれませんけれども、まず皆さんのとっている大きさや量に応じて、どういった取り組みができるのかというのを、科学者の資源~~の~~評価の結果なども参考にしながら考えていただくというのが、やはり基本かと思っております。

また、外国までも含めてどういった取り組みを行っていくべきなのか。そこは、まだ回遊範囲についての知見なども十分に得られていない面もあろうかと思いますので、まずは日本の関係の漁業者の中でやっていただいているというところでございます。

（清野委員）

そのトラフグに関してはそういう形で、トラフグの関係者の方で情報共有を進められているということで了解いたしました。

それでもう一つ、前回伺ったとき、漁場、特に産卵場の保全に関しては積極的な情報の提供を漁業以外の人にしていただくということで、先日、私も資料をいただきました。この博多湾の湾口と

いう大都市の目の前の海でトラフグが産卵しているとかいうことを福岡市民も全然知らないので、そういうことから含めて、やはりいろいろ協力できることだとか、特に港湾とか航路とかに関しても、産卵とか生育にいい場所についての注意なども含めて、情報を広く公開していただくことによって、だんだん対策が進んでくるのかなと思いました。

ですから、今回もご紹介いただいたのですけれども、漁業者の方だけの努力だけだと、なかなか資源低下がとまりにくいようにお見受けしましたので、一応伺いました。ありがとうございました。

（橋本会長）

ありがとうございました。ぜひ清野委員も機会があればそういった情報を別の分野に広めていっていただけたらと思います。ありがとうございました。

ほかに、このトラフグについての委員会指示、あるいはガザミについての委員会指示について、ご質問ございますか。

（上野委員）

先ほど清野委員さんの話で、私は山口県ですけれども、広調委で随分前にも話をしましたが、トラフグは、シナ海というか黄海、中国周辺まで昔ははえ縄でとりに行っていたんですよ。そこから幼魚が出てきて、大きくなってとるということで、この会議でも水産庁のほうにお願いしたこともあります。山口県で一番フグをとっておるのは、今日、参考人で来ております越ヶ浜の仁保専務のところで、これは昔はものすごくとっていたわけです。だから、一番山口県でも衰退した組合でしょう。

それで、長谷次長さんもいらっしゃいますが、前からお願いしているように、中国、韓国と日本ですが、ほんとうは３国でそこら辺の乱獲をやめてもらいたいと。黄海もシナ海も、世界で一番乱獲する海ではなかろうかと言われておりますが、今の国情からすると、中国と日本と話をしてくださいと言っても、なかなかその辺の栽培漁業というのは難しいでしょう。

今までお願いしてきたのは、機会があるごとに、中国でも今ごろインターネットがあるので、インターネットでこういうことをやっておりますよということを流せば、特に心ある人はわかるのではないかと思うのですね。だから、そういうもの、あるいは試験期間ですか、そういうものも３国で話し合う。機会あるごとにそこら辺を要請して、ひとつここら辺をやってもらいたいと、今、私は思っております。それを水産庁にお願いしておこうと思いますので、よろしくお願いします。

（橋本会長）

貴重なご意見をどうもありがとうございました。

ほかにこの委員会指示についてはご意見ございませんか。よろしいですか。

（全委員）

なし。

（橋本会長）

ほかにございませんようでしたら、本委員会として、この日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の第４５号、それから第４６号、ガザミについての第４７号、これを発動するということを決してよろしいでしょうか。

（全委員）

異議なし。

（橋本会長）

ありがとうございます。

また、あわせまして、今後の事務手続上、部分的な修文でありますとか文言の訂正等ございました場合には私にご一任をいただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（全委員）

異議なし。

（橋本会長）

ありがとうございます。それでは、事務局はこの３本の委員会指示の発出についての事務手続を進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、始まって１時間足らずでございますが、ここで１５分間ほど、一旦休憩をしたいと思います。会議の再開は１５時でよろしいですか。

（事務局）

はい。

（橋本会長）

会議の再開は１５時としたいと思いますので、時間までにまたご参集願いたいと思います。よろしくお願いします。

（　休　　憩　）

（橋本会長）

それでは、定刻となりましたので、会議を再開いたしたいと思います。

次は、議題の５番目でございます。太平洋クロマグロの資源管理についてでございます。

本日は、最初にご紹介いたしましたとおり、この議題のために４名の参考人の方々にご臨席を願っております。参考人の皆様からは後ほどご意見をいただくこととして、まずは太平洋クロマグロの資源管理をめぐる国際情勢について、水産庁国際課の神谷参事官から、それから、国内の資源管理の方向性につきまして、水産庁管理課の木島課長から、それぞれ説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

（神谷参事官）

水産庁資源管理部参事官の神谷でございます。前半の欧米流の資源管理について、私のほうから説明させていただきます。これは何も欧米流の資源管理が正しいとか、そういう話ではなくて、むしろ、そういう大きな流れがある中で、水産庁としてどういうふうに頑張っていくかという点をご理解いただくためにこの場を設けさせていただいております。

お手元の資料の１ページをおあけください。

今年、ＷＣＰＦＣの北委員会において議論されるものというのが４つございます。これはもう決定されている事項でございまして、１点目は、資源評価が行われまして、その結果に基づいて今の保存管理措置がこれで足りるのか、足りないのかという点が議論されます。２点目は緊急ルールの作成、３点目は長期管理方策の検討、４点目が漁獲証明制度の検討となっています。

昨年から小型魚の半減という、我々としては非常に大なたを振ったわけでございますけれども、欧米流の観点でいきますと、これはまだ道半ばであって、３番の長期管理方策の検討に入れる準備が整ったというような、ようやく管理の入り口に入ったというような観点で議論が行われることになります。

長期管理方策とは何かと申しますと、お手元の資料の、飛んで申しわけございませんが、４ページの３－２、長期的な管理目標・漁獲管理ルールとございます上の表をごらんください。この図の左半分の青い線は、親魚資源のこれまでの変動状況でございます。右側の２０２４年までのフェーズ１と書いてあるところが、現在、未成魚の半減を実施すればこういうふうに増えていくだろうというところです。

実は、これで終わりではなくて、長い議論の始まりなんだというところです。今は資源が非常に悪いので、悪い状況を緊急に回避して回復させましょうというフェーズ１であって、それが回復の見込みが立ったならば、フェーズ２まで資源をさらに上げて、長期的には、フェーズ３と書いてありますけれども、よりよい状態で資源を維持するところまでずっと持っていきましょうと、そういう３段階の中の１段階に今入ったわけで、２段階、３段階をどうするかという議論をしていきましょうという流れになっております。

ここで問題なのは、フェーズ３というのは、どこで維持をしたらいいのかという点と、いつまでにそこに達したらいいのかというところがございます。現在、皆さん方は未成魚の半減という非常に厳しい措置を実施されておるわけですが、これがフェーズ３で、より高い場所で、それもより短期間に達成しろというようなことになれば、現時点でも未成魚半減では足りないということになりますし、さらにはもっともっと我慢しないといけない期間が長くなるというようなことにもなりかねません。

それで、水産庁としては、沿岸の漁業者の負担がこれ以上重ならずに、なるべく現実的な措置となるにはどうしたらいいのかという観点で国際的な交渉をやっていかないといけないと思っております。そういう意味で、クロマグロの中長期的な管理として、ここが一番大事な話になってまいり

ます。

では、そこに対処するために幾つかやらないといけないことがございます。お手元の資料の１ページにまた戻っていただきたいのですが、将来の話をするに際しては、今、資源がどうなっているのかを正確にはかるというのが一番大切になってまいります。既に昨日からＩＳＣではクロマグロの資源評価の会議が始まっております。３月１１日まで行われまして、多分４月以降に結果が公表されることになろうと思いますが、現在、今の資源評価の作業というのは２つの大きな枠組みを実施することとなります。

１つは、１９５２年から今までの資源がどうであったかというのと、直近の資源がどうかという点でございます。もう１つは、今の資源が現在の措置とか、必要であればさらに強化した措置を入れればどういうふうになっていくかという将来の予測という２つの観点から検討されることになります。

現在の資源状況につきましては、過去にさかのぼって検討が行われることになります。より正確なデータを入れて、正確な管理手法でやりますので、結果的にはこれまでの状況も含めて、資源量や歴史的中間値というのが更新されることとなります。

将来の予測ですが、これは７つぐらいのシミュレーションで実施することとなっております。１つは今の半減をそのまま継続したらどうなるのかという点、それに加えまして、小型魚を今よりさらに１０%削減したらどうなるのか、大型魚を１０%削減したらどうなるのか、大型魚と小型魚をどちらも１０%削減したらどうなるのかというシミュレーションです。１０年後、１５年後、２０年後に資源がどのようになるのかという予測が行われることとなります。

２ページをおあけください。先ほど説明した概念がこれでございます。実はクロマグロの資源評価というのは幾つか行われており、直近の２００９年以降、４回行われておりますが、資源評価をやるたびに結果が改善されて、微妙に変わってきております。ですから、過去にさかのぼって、より正確性を増す資源評価が行われるわけですが、この結果がどういうふうになるかで、今の資源量と歴史的中間値というものが微妙に変わってくるということでございます。

その下の図は将来の予測ですが、これは前回の資源評価のときの図です。前回の資源評価のときは７つシナリオを組みまして、これで言いますと、下の図の真ん中のところになりますけれども、今の資源がどういうふうに増えていくかということを解析して、これで一番多く増えているところが小型魚５０%削減でしたので、こういう結果を受けて、ＷＣＰＦＣとして小型魚５０%削減を実施したという経緯がございます。今回、やはり同じように今の措置５０%削減を継続したらどうなるのかというのと、これはＷＣＰＦＣの決定ですけれども、追加的に１０%ずつ削減したらどうなるのかというようなシナリオをもとに将来予測が行われ、その結果が公表されることとなります。

次が緊急ルールでございますけれども、長期的な管理目標のところで、欧米型の管理という観点から見ると、今、資源が非常に悪い、だから、うんと早く回復しろと。何でうんと早く回復しない

といけないかというと、今悪いんだから、もっと悪くなる可能性だってあるじゃないかと。幾ら未成魚半減で将来的に増大するといっても、それは計算上の話であって、現実には何が起こるかわからないんだからというような理論があるわけです。そこを逆手にとって、じゃあ、そういう可能性が起こるのを排除すればいいじゃないかと。そのためには緊急ルールというもので対応していこうという考えになっております。

これは今の措置で基本的には回復するということがわかっておるわけですけれども、ただ、最近、加入未成魚の発生が思わしくないという状況が若干続いておりますので、これまでに経験したことのないような思い切り加入が悪くなった場合にどうするかというセーフガードをつくっていきましょうというのが緊急ルールです。これまでに経験したことのない低加入が続いた場合に思い切った措置をとるようなことを考えていかないといけない。具体的にどういう措置をとるのかという点については、これから検討し、９月のＷＣＰＦＣの前に、また皆様方ともいろいろ相談していくことになろうかと思います。

次のページをおあけください。

２－２の緊急ルールとございます。２つ図がございますが、上が０歳魚の発生状況で、下が親魚資源の変動です。０歳魚の発生がここのところ思わしくないのが少し続いておりますので、仮にうんと下がった場合には思い切った措置をとるということで、資源が崩壊するのを防いでいこうと。あくまでもセーフガード的な措置をとっていきましょうということでございます。

次でございますが、４ページの漁獲証明制度というところでございます。クロマグロとか大きな魚で国際的に注目されている魚の資源が悪いときに、周りからどういった目で見られるかといいますと、やはり違法漁業や無報告な漁業が横行するから資源が回復しないんじゃないかと。そこをしっかり監視するようなシステムをつくるべきだという議論が盛んになります。これは大西洋のクロマグロの事例から出た話ですけれども、ＴＡＣが設定されても、それ以上にとって貿易に回すと。その結果、実漁獲が増えて資源が回復しなかったという反省を踏まえて、漁獲地から最終消費地まで貨物の動きをずっと書類をつけて監視しましょうという制度が、大西洋クロマグロやミナミマグロについて導入されております。

太平洋クロマグロにおいてもこの制度を早目に導入すべきだとなっておりますので、その議論をしていかないといけないわけです。ここで問題は、基本的には密貿易をどうやって防ぐかというのが主眼になるわけですけれども、太平洋クロマグロの場合は漁獲のほとんどが日本で、また、そのほとんどが国内流通となっておりますので、国内流通の部分まで貿易のときにつける資料と同じような詳しいものをつけないといけないかどうか、そこをどのように適用除外という形でやっていけるかというところがこれからの懸案事項となってまいります。

いずれにしましても、今年９月の北委員会では、今説明しました４つのことについて議論が行われます。特に長期管理方策というところが長期的にクロマグロ資源をどういうふうにやっていくか

という方向づけとして非常に大事なところとなってまいります。

国際的な話は以上でございます。

（橋本会長）

ありがとうございました。

では、続きまして、国内の資源管理の方向性について、木島課長からお願いいたします。

（木島課長）

管理課長の木島でございます。

５ページ目の資源管理の方向性についてですが、方向性という偉そうな名前がついておりますけれども、マグロに関しましてはまだまだ手探りの状態だと思っています。昨年度が４，００７トンという、小型魚に関して管理をしていくということですけれども、類似の制度、やり方としては漁獲可能量制度で、例えばアジとかサバ、イワシ、スケトウダラもやっておりますけれども、そういう数量管理をやることで資源管理をやっていこうという魚はほかにもございます。ただ、今までの漁獲可能量制度の魚種とこの魚種は何が違うのかということについては、幾つもの点が全く異なっていると思っています。

まず１つには、漁獲可能量制度を平成８年につくったときに、実は実績から入りました。ですから、大体それほど大きな影響はなく、とにかく数量管理、漁獲量を管理するやり方に皆さんになじんでいただいて、資源に見合った数字に持っていこうと、２０年かけてというか、かなり十分な時間をかけてやったわけですけれども、今回の場合には突然半減と極めて厳しい対応を迫られた。これが１つ目でございます。

２つ目が、漁獲可能量制度の場合には、国、政府が皆様方のご意見なり、事前調査なりを受けて、年頭時で変えることができますけれども、この４，００７トンという数字は泣いても笑っても変えることができません。ですから、とれたら変える、とれているのだから資源はいいんだと言っても、なかなか数値を増やすことができない。これが２つ目の大きな違いでございます。

３つ目が、今までアジでもサバでも、定置漁業とか沿岸の釣りの方々とか、こういう非常に零細な、特に管理が難しいものは、若干ということで、対象外といったらあれですけれども、いわゆる枠の中に入っていました。そう厳格な管理はできないということを前提に全体の管理を行っていたのですけれども、４，００７トンを１トンたりとも超えれば来年減らすということで、全ての漁業者が厳格な数量管理に服さなければいけない。これがほかの魚種とは全く違う点でございます。

こういう大きな幾つもの違いを前提として、このクロマグロの漁獲量をどう管理するのかということを考えていかなければいけないということが、我がほうの一番大きな難しい点ではないかと思っているわけであります。

実際に、冒頭、次長の話にもございましたように、特に定置漁業の場合には、またクロマグロの魚種の特性といたしましても、いつ、どこで、どれだけとれるか、予測が極めて難しい。実際入っ

てきてしまうと。こういうところがあるものですから、とりあえず昨年から地域の偏差と申しますか、予測の困難さをできるだけ緩和するために、まず大きなブロック、６つのブロックで管理をすると。今までほかの魚種は全部都道府県ごとに配分するということをやっていたのですけれども、少しでも予測、また管理の難しさを緩和するということで、６ブロックに分けて、それぞれ管理を行うことをやってみたわけです。

ただ、実際には、８ページ目をごらんいただきたいと思うのですが、それでも超えてしまったと。昨年も超えた地区、また超えそうになった地区も、例えば網を揚げる間隔を延ばすとか、さらには、たもですくって少しでも逃がす涙ぐましい努力を山ほどやっております。網を揚げた地区もございます。いろいろなことをやっても結局超えてしまったという地区が出てきてしまいました。

また１枚戻っていただきたいのですけれども、６ページ目、実際の管理期間もそれぞれ地域ごとに、今のところ２つに絞られてきております。管理期間は、地区によって、また漁業種類によって、大臣管理漁業については１－１２月、また、県管理の分については７－６と４－３と、２つの管理方でやっていると。こういうことでやっているのですが、さらに今後管理を進めて、例えばブロック間の融通なり、ブロックを大くくりするとか、こういうところまで県のほうからはご意見、ご要望をいただいております。これを考えると、このままこの２つの管理期間でほんとうにいいのかというようなことも検討しなければいけないだろうと。

また、県間、ブロック間、さらにはガラガラポンということもあるかもしれませんが、いろいろなことを考えて、４，００７トンの枠の中にどうおさめていくのかということを、これから今年考えていかなければいけないという状況にございます。

まだまだいろいろな課題が実は山ほど残っています。先ほど申しましたように、厳しいものが突然去年からやってきて、まだ全然片づいていないというような状況であると思っております。昨年来の経験を踏まえて、今年はさらに細かく、各県、各漁業種類、地域で管理計画をつくると。具体的に、例えば期間ごとに漁獲する目標とすべき上限量を定めるとか、それに達した場合、もしくは達しそうになった場合、どのような措置をつくっていくのか。いろいろなことを計画で定めていただいて、その計画に基づいてやっていくということになるのですが、それでもなかなか、実際やってみたら思った以上にとれてしまったとか、いろいろ不具合が出てくると思います。それを手探りの状態で、また皆さん方のご意見をいただきながら、少しでも管理の高度を上げていくということだと思っています。

最後に９ページ目をごらんいただきたいのですが、マグロに関しましては、やはり実際に管理をしながら改善をしていくのに、どういうことが一番望ましいのか、どういうふうな制度設計が望ましいのかということを考えていかなければいけないわけでございます。今日もこれからご意見をいただくわけですけれども、４月にもまた資源管理分科会で漁業者の方々の意見を伺うということを今考えております。また、５月、６月の資源管理分科会、それから、海区のほうでもご検討いただ

くわけですけれども、どういう計画であればマグロの管理が少しでもうまくいくのかということを、こういうふうな場で検討、意見を言っていただきたいと思っているわけです。

また、マグロの全国会議なり、それから国際的な会議の場なりで、いろいろ意見を戦わせながら、日本型と申しますか、日本ができることを海外の方々にもご理解いただくと同時に、守らなければいけない部分がございますので、そこをどういうふうに守っていくのか、どういうふうなことであればできるのか、いろいろ考えていかなければいけないと。いろいろな場で意見を聞きながら、また私どもの意見を述べさせていただきながら進めていきたいと思っています。

私からは以上でございます。

（橋本会長）

ありがとうございました。太平洋クロマグロにつきまして、国際情勢の現状の話を参事官から、国内の資源管理の現時点での方向性について木島課長のほうから説明をいただきました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見が何かありましたら承りたいと思います。この後、参考人の皆様からご意見をいただきますので、その後に一般的なご質問、ご意見でも構いません。今、現時点でお二人のご説明に対して何かわからない点とかありましたら。

森脇委員。

（森脇委員）

４ページで、長期的な管理目標・漁獲管理ルールと書いてあります。私どもは当初、資源が減少してきて、未成魚の漁獲を半減することによって歴史的中間点までなるべく早く到達するのだと聞いていたのですが、さらにフェーズ２、フェーズ３まで書いてございまして、フェーズ３が資源維持の範囲で１２万トンですね。この１２万トンについては、どこを基準に１２万トンという数字が出てきたのかを教えていただきたい。それで、今後はこの１２万トンを維持するような仕組みで資源管理がなされていくかということをお聞きしたいんですけれども。

（神谷参事官）

２０１４年に保存管理措置が決まったときから、実は何も変わってないです。２０１４年に決まった保存管理措置の構成というのは、まず緊急的に歴史的中間値まで回復させて、その上で２０１５年、１６年に長期的な管理目標について議論をしましょうという２つの構成になっているわけです。我々はずっとこういう２つの構成ですと説明していたのですけれども、そこがなかなかわかりにくいので、少しかみ砕いてイラストに落としてやったらこうなりますというところです。

問題は、今フェーズ３のところで１２万トンとおっしゃられましたけれども、実はこれは決まってないです。はてなマークをつけてますよね。

（長谷次長）

イメージ図です。

（神谷参事官）

あくまでもイメージ図で、アメリカが言うとおりにしたらこうなりますという話です。ですから、我々はフェーズ２、フェーズ３というこの高い位置のオレンジと黄色がより低いところ、ぐっと下のほうに来るようにしたいと。ここがこれからの交渉の大事なところになっていきます。そういうのもありますので、長期的な管理目標がこれからの一番大事なところですと言った次第です。

じゃあ、アメリカが何で１２万トンと言ったかという根拠は、これは全部計算上の話ですけれども、漁業がないと仮定した場合、大体クロマグロが６０万トンいただろうと。あくまでも計算です、本当にいたかどうかはわかりません。それの２０％ぐらいがＭＳＹの近似値だろうから、そこを１つの目標にしましょうというのがアメリカの理論の根拠となっています。

我々は、現実から見てそんなところというのはほぼ達成したこともないわけですし、まだまだクロマグロというのはわからないところが多いわけですから、本当にどこがいいのかというのは、現実を見ながら、少しずつ資源を増やしながら、わかった情報を増やして、より確実な方向にもっていきたいと考えております。

また、ここで大事なのは、あまりわからないとか、日本型はこうだと言うと、単にやりたくないから先延ばしをしていると見られかねないという部分もあるわけで、そこをどう攻めながら、一番いいところに着地をしていくかというところがこれからの交渉の一番大事なところになってくると思います。

（橋本会長）

ありがとうございました。よろしいですか。

（森脇委員）

それと、前から思っていたのですが、親魚のことしか出てこないですよね。子供のほうが資源には影響してくるんじゃないかと個人的には思っています。と申しますのも、マグロって１年ずつすごく大きくなりますよね。そういう中で、親魚の場合は出口でトン数で計算した場合、そのときに匹数になおしたら、すごく差が出てくると思うんですね。子供のほうを残したほうが、資源回復にはすごく有効だと思うんです。その辺がわかっていながら親のトン数で言われる、それがちょっとわからないのですけれども。

（神谷参事官）

そこは、少なくともマグロに限って言えば、資源量が豊富かどうか、健全かどうかという指標は、親の量が何トンいるかというので見られているというのが国際的なスタンダードになっているので、健全かどうかの指標は親で見るということです。

一方で、親に至る回復の最も効果的な方法は何かとなると、子供のとり控えというのが一番回復するということになります。子供というのは多く死にますけれども、それ以上に成長するわけですから、トータルで見ると全体の成長量のほうが大きいわけです。ですから、子供を保護するというのが資源の回復には一番手っとり早いと、効果があるということで、現在の小型魚の半減というこ

とになっております。

一方で、親魚のほうがというような部分もございますけれども、そこは、直接の回答にはなりませんけれども、お手元の資料の１ページ、１－１のクロマグロ資源評価の２つ目の白丸に将来予測の実施とありますが、今回ＩＳＣでは、昨年のＷＣＰＦＣの決定に基づいて、今の措置からさらに小型魚を１０％削減した場合と、親魚を１０％削減した場合と、両方１０％削減した場合という３つがきれいに比較できるシミュレーションも行って、その結果も公表されることになりますので、それを見ていただければ親魚の削減の効果と子供の削減の効果というのが１つのイメージとしてつかめると思います。

（橋本会長）

野村委員、どうぞ。

（野村委員）

ちょっと伺いますけれども、４ページの上の３－２です。この表で、１９９５年ですか、急に伸びてますけれども、ここら辺の状況というのは何があったのか、ちょっと教えてもらえると助かるのですが。

（神谷参事官）

この年前後の未成魚の発生と漁獲の状況を見てみますと、未成魚がその前後にものすごく発生しています。発生した量ととられた量を比べると、生き残った量が少なかったから資源が爆発的に増えたということになります。

これは１９５０年代後半から６０年代にもぐっと伸びてますし、７９年にも伸びてますし、今、野村委員がおっしゃられたように９５年にも伸びてます。この３つに共通するのは、その前に小型魚がいっぱい発生して、それがとり残されて生き残ったからこうなったと。じゃあ、ぐっと減っているところの共通する事項というのは、発生は悪かったけれども、小型魚の漁獲が多くて生き残りが少なかったというようなことかと思われます。

（野村委員）

小型魚はとれたといったら、その操業自体というのはどういう、はえ縄だけですか。

（神谷参事官）

ここで言う小型魚、この当時とっていたのは日本の沿岸漁業と、当時は太平洋のまき網でも小型魚をとっておりました。これは三陸沖の日本のまき網と１歳魚で渡ったアメリカのまき網と両方です。

国別には書いておりませんけれども、１２ページの３番目のグラフをごらんください。やはりずっと通して０歳魚と１歳魚の漁獲が多かったということが言えまして、当時とっていたプレーヤーというのが日本の沿岸と三陸沖のまき網とアメリカのまき網ということになります。

（野村委員）

わかりましたけれども、ほんとうに資源を復活させようと思ったら、そのときと環境が違っているわけですから、そういう漁法を制限するという方法が一番効果的じゃないかと。

大体マグロはえ縄も相当減っていますし、マグロをとること自体において、私は圧はないじゃないかと思うのですけれども。

先般、どこでしたか、海賊が増えたから、数が増えた話がございましたよね。それですぐ資源が増えるということでもないでしょうけれども、やはりそういう努力はすべきであって何とか。今のままの環境そのままでいいのかを含めて検討すべきじゃないかなと私は思います。

以上です。

（長谷次長）

先ほどから神谷参事官が説明しているように、子供の加入がものすごく振れるわけですよね。たくさんの加入が来たときにちゃんと生き残らせると親魚も当然増えると。そういう形で資源を回復させようというのが今の作戦です。それに応じるために４，００７トンという枠を決めて、みんなでそれを守っていこうということになっているわけですね。

今はとりあえずそれでいいわけですけれども、逆に、今期は加入量として、さほどよかったわけじゃないです、むしろよくないですよね。そういうときであっても、地域ブロックによってはとれ過ぎると。全体としては４，００７トン守れそうな感じであるわけですけれども、地域的に言うと、また定置の話になっちゃいますけれども、来遊してしまえば、とれてしまって、超えてしまうということが起こっているわけなんですね。

何とかもう少しきちんと本格的な管理措置をつくらなければいけないと力んでいるのは、いつ加入がいいのがどんと来るかわからないわけですよ。このままでは、今期でさえも地域によって相当苦労して、それでもとれ過ぎてということが起こっている中で、いい加入が来たら、このままだと大変なことになると。

外国はまき網が中心です。だから、守りやすいんですよ。だけど、日本は何だと。一番の生産国でありながら守れないじゃないかということになりかねないので、何とか定置網という漁法の特性があって、これが日本の沿岸漁業の柱なんだけれども、そこも含めて何とか守っていけるような、つじつまが合うような、国際的に日本が非難されないというか。これまで日本がリードしてこの今の管理の話も進めてきてますけれども、何だ日本、口ほどでもないということにならないようにしていきたいというのが、今の最大の悩みというか、課題だということで、ずっとお話をしてるつもりです。

（橋本会長）

ありがとうございました。

上野委員、どうぞ。

（上野委員）

今、野村委員さんの関連の質問ですけれども、水産庁は各国からいろいろ責められて大変だろうと、それはわかりますが、今の４ページ目の山を見てみますと、大体１５年から２０年ぐらいで山が来ていますね。イワシとかサバ等については７年おきで、イワシがとれなくなったらサバが増えるとか、あるいはアジが増えるとか、そういうことが言われておりますが、このマグロも、何も手を差し伸べなくても山が来るということは、そろそろ山が来そうな感じで期待はしておるんですが。

それで、今、漁業者は半減ということで、山口県なんかでもマグロを釣るのは、ブリを釣って、年間の何カ月にこれをやる、あれをやるということでそのサイクルに入っているわけですね。そういうことで、１１月、１２月はこのマグロを釣るわけで、これを半減されると大変生活に影響が出てくるわけですよ。そこら辺は水産庁のほうも十分配慮していただいているのですが、今後これがまた厳しくなるということになりますと、大変だろうと思いますね。そこら辺をひとつ水産庁のほうはご配慮いただきたいと思います。だんだん厳しくなる。

それともう一つ、ちょっと疑義があるのは、これは半減していって、期待が本当にできるんですかね。本当に増えるんだろうかというのが、私個人的にはちょっとどうかなと。資源量まで変わるくらいになってくれればいいけれども、なかなか難しいんじゃないだろうかという気もしないでもないんです。

だから、漁業者は増やすために努力もされるでしょうけれども、水産庁はぜひ漁業者に対して手厚い支援をひとつやってもらいたいと思います。

以上でございます。

（長谷次長）

上野委員の言われることに異論、違和感はないですが、とり残せば親になるかどうかは、それこそまた後ですね。漁獲死亡を抑えたとしても、自然死亡が海の状況がどうなるかによって変わるわけですから、保証はないわけですが、過去のデータを踏まえて、同じような環境条件であれば、当然計算上は増えるんですよね。腹が立つのは、コンピューターで計算すれば幾らでも計算できるわけですよ。だけど、それを本当に１０％削減だろうが８０％削減だろうが幾らでも計算できて、シミュレーションを示されます。それは増えるにこしたことはないと学者は言うかもしれないけれども、それを現場でどう現実と適合させるかというとんでもなく難しいことをやっています。その中で何とか現実的な方策でやっていきたいということです。

神谷参事官にしたって、なまじ英語が上手なものだから国際会議をずっと担当させられて、次長には何で欧米流でどうのこうのと言われています。だけど、本当にそういう中で日本の実態を踏まえて、そういうコンピューターをいじり回しているような人たちとやり合って、現実的な目標設定ということで苦労しています。その努力はご苦労さまだけれども引き続きやってもらいつつ、だけど、そうやって交渉を頑張ってくれている人の足を引っ張らないためにも、合意したことについては何とか格好がつくように、足をすくわれないように、管理体制を整えていきたいという状況でご

ざいます。

（橋本会長）

ありがとうございました。

ほかに参事官と課長の説明に対してはよろしいですか。

（松野委員）

今の関連ですが、１２ページの１－４の先ほど小さいのも全部まき網でとっていったよと、その後資源の回復が来たという話がありましたが、このグラフの中の定置網というのは日本固有の漁法なんですね、定置網というのはそんな増えたり置いたりしないんです。逆に今は減りつつありますね。富山県でも大分減りました。そういう点では、一定の漁獲努力量がこの中にあるわけですね。だから、定置網というのは、先ほど長谷次長さんが非常に気を使っていただいて、沿岸漁業ということをしきりに言っていただきましたが、あまり意識の中に入れなくてもいいのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。その外国の欧米流というと、それは要らないという話ではないかと思うんですけれども。

（神谷参事官）

二段構えで答えさせていただきます。最初に欧米流の答えをして、その後に彼のほうから日本式の答えをやらせていただきます。

定置の漁獲というのは、近年で言いますと２０１４年で１，３７５トンでございます。これは韓国の漁獲が１，３００トン、台湾の漁獲が４８０トン、アメリカの漁獲が６５０トンぐらいですから、それらの国よりも定置の漁獲のほうが多いという状況になっております。

したがいまして、少なくとも国際会議の中で言う場合は、みんな韓国にしても台湾にしても定置のほうが多いじゃないかというのは、彼らとしては当然の戦術で言ってくることになります。

具体的に言いますと、お手元の資料の２７ページに細かな数値を書いてございます。あと、定置漁業の与えるインパクトというのは、その次の資料２８ページに、年齢ごとに漁業種類別のインパクトとして書いてありますけれども、ここの青い部分が定置が与えるインパクトになります。ですから、０歳魚、１歳魚、２歳魚、３歳魚というのは、やっぱり定置として無視ができない量をとっているというようなことになります。

私が申しましたのは、だから管理しろとか何とかという意味ではなくて、このくらいのインパクトはあるし、それは外国から見るとそう言われますよという点を説明させていただきました。

じゃあ、次に日本式の答えを。

（藤田室長）

今、参事官がご説明申し上げましたページに関連しますけれども、２７ページに定置網漁業で過去の漁獲実績が、私も老眼でちょっと見にくいのですけれども載っております。定置網は青いところで網かけがしてあるところが、小型魚の漁獲実績になっておりまして、過去に、２００８年だと

思うのですが、特にやっていないときに１，７００トンぐらいとれているという実績がございます。定置網だけでです。

今後、皆さんが協力していただいて漁獲を抑制すると。一方で、加入がよかったという状況になりますと、これを超えるような漁獲が生じるのではないかと。なおかつ、今期の漁獲の管理におきまして、日本海ですとか太平洋の北部の海域で起きた現象を考えて、それ相応にうまくコントロールすることを考えておかないと、日本の４，００７トンという漁獲枠を守ることが難しくなるのではないかということで、ご協力をお願いしているということでございます。

（橋本会長）

よろしいですか。

（松野委員）

今のご説明ありがとうございました。ただ、資源の変動の中で、先ほどのグラフなんかでも、そんなインパクトを与えていないような気もするわけでありますが。その説明であるとすれば、私は反対しているわけじゃなくて、富山は定置が多いということでありますが、年明けから漁がぱたっと切れてまして、何もとれないという、寒ブリまで来なくなってしまったという最悪の状態になっております。

この定置の人たちはなかなか、機動的に網を上げるとか、金庫を閉めて入らないようにするとか、そういうことしかできないんですね。沖合の皆さん方は機動的に動けると。だから、僕は自分の孫に話をするときには、さるかに合戦ですね、まさしくそれとよく似ているような気がするんですね。

だから、沿岸の人たちをちょっと擁護するような形で、例えば調整枠をつけていただく。５００トンぐらいの上下で、沿岸で１，５００トンしかとれなかったら、沖合の方にもう２，５００トンとっていただくような。そういう２，０００トンといって枠を決めないで、その中間に調整枠を水産庁の中に持っていただいて、機動的な運用をしていただけないかなと思っている次第であります。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

いろいろご意見をありがとうございました。

説明に対する意見、質問はちょっとここら辺で切らせていただきまして、次に参考人の皆様からご意見をいただいて、最後にまた一般的な太平洋クロマグロについてのご意見、ご質問があればそのとき伺いたいと思いますが、それでよろしいですか。

（全委員）

異議なし。

（橋本会長）

ありがとうございます。

それでは、お待たせをしておりますが、参考人の皆様から順にご意見をいただきたいと思います。

昨年１月から、この太平洋クロマグロの本格的な小型魚を中心とした数量管理が行われてきたところでございますが、それぞれの地域の漁業実態に照らすと、先ほどから話のあった定置の問題にしても、いろいろな課題があると思います。そういった課題に絞って意見をいただきながら、また今後の現実的な管理に生かしていくという趣旨からご意見をいただきたいと思います。このような地域の実状について、本日はこういう場でございますから、それぞれ忌憚のない率直なご意見をいただきたいと思います。

それでは、順番に意見をいただきますが、まず、石川県定置協会の一瀬会長さんからよろしくお願いします。

（参考人・一瀬）

石川県定置協会の一瀬です。

私ども石川県のほうでは、これは海流なのか、資源が少ないのかわかりませんけれども、たまたま昨年度は例年の１割ほどしかクロマグロというのはとれていないです。クロマグロのとれる時期は、新潟まで含めて、富山湾の中では、やっぱり１１、１２、１月が一般に中メジ、大メジというピークの時期ですけれども、この時期が一番、先ほど富山県の方が言われたブリの盛漁期と重なる時期であります。９月、１０月というのは２キロ未満のほんとうに小さいものも入るんですけれども、あと近年では、４月ごろに中メジとかといった五、六キロ物がとれます。あと夏場の５月、６月あたりにマグロがとれます。

その中で、石川県の中では沿岸漁業の９割が定置網でクロマグロを水揚げしております。石川県のほうといたしましては、このクロマグロの資源管理にあわせて、とりあえず市場価値の低い２キロ未満のものを自粛しようということでは進めております。

ただ、実際に、冒頭の挨拶で次長もおっしゃられましたけれども、定置網にマグロが入ったときに、生かして逃がすとなると、完全に網そのものを下に下げてしまって、上から逃がすことでないと多分無理だろうと思います。私どもの定置網はクロマグロを専獲するような漁法ではなく、あくまで混獲ですので、クロマグロを何匹か放すためにほかの魚を水揚げするのをおくらせるとかそういうことは、正直言って本当に厳しい話です。

国のほうでは手厚く保護していただいて漁業共済の積立プラスアルファ、あれもまたこのクロマグロの資源管理についてしてくれたおかげもあって、石川県では対象の定置漁業の９割のほうは入っていただきました。

それからもう一つは、それに合わせてでもあるんですけれども、クロマグロの入る、ブリの盛漁期と重ならない時期、その手前の２キロ前後がとれるときに、少しでもとらないという形で操業日数の短縮というのも試みております。

ただ、今後の一番の課題というのは、定置網そのものは何百年の歴史を持って、自然と資源管理はやってきたというのは定置漁業者の自負だろうと思っております。そういう中で定置網でも、先

ほどの数値で言われると確かに大きな数字で水揚げしたときもあるのはわかるんですけれども、専獲でない、混獲の場合の定置について、このような締めつけになってきたときに、じゃあ、ほかの魚もとれないのかということになってきます。今年みたいに、これは海流の絡みが一番大きいと思うんですけれども、ほんとうにブリ資源が全然なくて、うちの網でも正直言って２キロ未満のは、おかへ上がってきたときには市場へは出さないようにしました。だけど、やっぱり現場の漁師にすると、水揚げもないのに市場へ行けば幾らかの値段になるとなると、そのギャップというのを抑えるのはなかなか大変なことでもあります。

今後、定置のほうにつきましては、ほんとうにそういうことが技術的可能ならばそういうことは進めてほしいですけれども、これもやっぱり難しいとなってきた場合には、先ほど調整の枠みたいなもののお話をされていましたが、去年のあれを見てみますと、太平洋側の北部のほうでどっと入っているみたいですけど、ほかの地区は全然入っていないですね。ただ、それが今後どの地区にも同じようなことが言えると思います。

今現状ではどれだけ頑張っても生かしたものを逃がすということは、現実的には僕は無理だろうと思っております。ただ、それに当たって、漁業共済の形で手厚い手当てをしていただいたのは本当に感謝しております。

以上です。

（橋本会長）

ありがとうございました。

続きまして、隣の山口県漁協の仁保専務様、よろしくお願いいたします。

（参考人・仁保）

山口県漁協の仁保でございます。山口県の太平洋クロマグロに係る資源管理の今期の状況と、それにまつわる若干の意見なりを話させてもらいます。極めて山口県に限定されたような話になりますけれども、それはご容赦をいただきたいと思っています。

２６年にこういう規制が来るよということで、私どもひき縄が多いものですから、水産庁の担当官の方々に何度も来ていただき、現場で説明をしていただきました。漁業者も、国でこういうことを決めた、決める、これは世界的な問題だということもよく認識をしておりまして、話は話として私は理解をしてくれたと思っております。

そういう中で、２７年１月から早速、漁は始まったわけで、取り組みが開始されました。秋から暮れにかけての漁時期が近づくと、あわせて漁獲割当量、漁獲枠は幾らだよということを話しますし、それから本県は定置もおりますから、あらかじめ、ひき縄組と定置組と漁獲を、過去の実績に応じて分けて、ひき縄は全部で何トン、定置は何トンという形で、この中でやってもらうよということでスタートいたしました。

結果的に、ひき縄が１１月から漁が本格的に入りまして、１２月末まででほぼ９割程度を消化い

たしました。多いときにはやっぱりひき縄だけでも１日３トンぐらい揚げたりして、１２月２４日に７割消化で注意報を発令して、２５日にいきなりどかっと来て８割消化になってしまって警報になりました。

ただ、私どもは山口県漁協、１つの県域漁業でありまして、大きな市場、統合市場の萩と長門とそれから特牛を開設してますので、１日の水揚げがその日のうちに掌握できるということで、これだったらこうやらないけん、ちょっとストップかけないけんなと、あらかじめ県のほうとも話したりしていました。たまたま２５日で警報発令で、このまま年末まで働いてもらったら、もう満杯になると。年明けストップだと、こういう通知をすぐに、２６日ぐらいに出させてもらって漁業者に通知をしたと。漁業者も年末年始の休漁に入るということもありますけれども、枠が来たと。１１月、１２月は１００％満足とはいかんけれども、一定の漁獲もあったということで、操業ストップを認識してくれて、規制を守ってくれたという状況であります。

本県は結構、長崎県の船も入港しとったんですが、こういうことで枠はいっぱいと。属人方式ですから、いろいろな状況あるんですけれども、そういう中で申しわけないけれども、あなたのマグロはちょっと次からなかなか売るのもしんどいんで、ちょっと自粛してくれないかということで、他県の船は地元に帰ってもらったという経緯があります。これは、萩の市場も長門の市場も何隻かおりました。

そういうことで、漁業者は消化率ひき縄９割ということで守ってくれたんですが、こういうふうに自主規制、自粛がきちんとできたというのは、初めの説明でこういう考え方を漁業者がよく理解をしてくれたということです。一番漁業者が多いのは萩の離島の見島というところなんですけれども、そこまで担当官に来ていただきまして、漁業者に話してくれて、理解してくれたということであります。

ただ、そういうふうに理解しても、実際トン数になったときにどれだけ１人当たりがとれるんかとか、その辺は行き当たりばったりだったということは間違いないです。結果的には１年半分ですから、１１、１２月でちょうどの形だったんではないかなと思っております。

ちなみに、定置のほうはあらかじめトン数枠を設けており、例年、ヨコワが多いんですが、今年は３０キロをちょっと超えるやつの割合が多かったりして、現在では２１％ぐらいの消化率になっておりますので、３月ぐらいまでいっても枠内に収まるのではないかと思っております。

課題、問題点でございます。今期はこういう形で終わったんですが、今シーズン、２８年度はさらに削減、現実には漁獲枠が減るわけですよね。そうした場合に、昨年度は１２月までいったわけですれども、例年であれば１１月ぐらいでもう枠いっぱいになってしまうと。この辺をやっぱり漁業者に今から、今年の枠は去年に比べてこれだけ減っている、だから１１月でアウトだという形をどうやって説明するか。そうした場合に、さっきいろいろな話が出たんですけれども、漁業者もそれで飯を食ってますから、これでアウトかとなったときに、協力的でいてくれるかというと、若干

不安はあるわけでございますが、それは今後の説明もまたやっていかないけんかなと思っております。

そういう中で、確かに救済措置として漁獲共済もありますが、私どもはやっぱりマグロはマグロで、マグロに関する特別救済を国としては考えていただくべきじゃないかと、そういうような認識を持っています。そういう救済措置についてお願いしたいということですね。

それから、今シーズンは漁獲枠が少なくなると、できるだけ大きい小型魚をとるような形で、いわゆる資源の有効活用といいますか、そういうことはいつごろにやったらいいとか、ある程度そういうマグロに関する知識のある人が助言をしてくれるといいますか、いかに有効な形で漁獲していくかという助言ができればいいと思うんですが、悲しいかな私どもにそういう知識がないので、その辺、何かいい方法があればと思ってます。

それから、定置は今のところクリアしておりますが、これももともと漁獲枠は少ないわけで、いつパンクするかわかりません。そうした場合に、そうは言ったってほかの魚はとらないといけないし、まだやっていない網を上げるとか、現場に対してどういうふうにやりなさいという指導がなかなか難しい。結構、漁協自営の定置もありますし、任意組合の、あるいは個人の定置もありますし、その辺の指導はやったこともないが、今年はそれがやってくるだろうと認識しています。

繰り返しになりますけれども、そういうことで国への要望としては、離島の見島のほうはヨコワで飯を食っていますので、漁獲共済以外の救済措置について検討をお願いしたいということが１つございます。

それから、ちょっと言わせてもらうと、私ども、平成６年ごろから見島に回遊するクロマグロなんかがやっぱりとれ出したんですけれども、あわせて大型の漁船の方々も結構漁をやられて、激しく競合した歴史がございます。そういうことで、大型船の規制を過去において政府にお願いしたという経緯もあるわけです。

そういう中で、かつては見島沖がクロマグロの産卵場であったというような形を私ども認識しているのですが、操業上のトラブルは現在、大中さんといろいろ操業上の調整協議も進んでおりまして、それはそれで進展はしているわけですが、やっぱりどうしてもかつての、何と言いますか、乱獲と言いますか、そういうような形で著しく資源が減少したという認識を漁業者は持っております。そういう中で、大中さんも日本全国、全体の中ではクロマグロの漁獲規制、いわゆる自主規制をやっておられるような形も見受けられるわけでございますが、そういった見島沖の産卵場をとり戻すというか、そういう中で効果があるような規制もひとつ検討していただけたらと思っております。

それから、どうしても消化率とか見ますと、いろいろ変な考えが出てきたりするのですが、各海域、各県の漁獲枠というのは実績に基づいて、きちんとなさっておられるわけでございましょうが、慎重の上にも慎重を期して、こういった枠、数字というのは決定していただきたいというお願いでございます。

以上です。

（橋本会長）

いろいろとありがとうございました。

続きまして、３人目でございますが、五島漁協の草野組合長さんよろしくお願いいたします。

（参考人・草野）

草野です。よろしくお願いいたします。

私は、基本的にこのＴＡＣ制度への移行というのは、地元で、現場で資源管理を預かるものとしては賛成です。自主的な管理ということで今まできましたけれども、はっきりとした制度で進むことについては賛成です。

我々の長崎県海域の沿岸漁業は、一昨年、昨年と大変漁獲量が少なかったわけです。といいますのも、我々の海域では当歳魚、０歳魚の水揚げ量が多かったんです。そういった中で加入量が少なかったということで、極端な水揚げの減ということで、目標の半分にも満たないというような漁獲の状況でございました。そういったことで、現場では定置網の配分とか、ひき縄の配分とか、そういった問題もありませんし、特に長崎県の南部に位置する五島海域では、それこそ枠の二、三十％しか水揚げがないという状況でした。

そういった中で、先ほど神谷さんのほうから緊急ルールみたいな話がありましたけれども、現在、マグロの加入量については、もう当歳魚はすぐわかるわけですよね。何百グラムサイズの時点でもう加入量がわかるわけですから、その緊急ルールといったものを活用して資源管理をしていただきたいと。と言いますのは、こういうＴＡＣ制度で一旦枠組みを決めますと、それについて制限をかけますとなかなか回復できないと私自身が思うので、そのことを踏まえれば、緊急ルールで対応していただきたいという希望がございます。

また、先ほど次長のほうから定置網で資源管理にとり組むということについてお話がありました。確率的に１０％あるのか、５０％あるのかわかりませんけれども、やってみないことにはわからないということで、定置網に入った０歳魚のヨコワ、主にそういったものを放流することにとり組んでみたいと考えております。

そういったことで、五島海域でこういった資源管理に取り組むことについて、特別注文もないですし、もともと０歳魚が減っている、当歳魚の加入量が南方海域では減っているという意味合いもあるので、しっかり資源管理に取り組んで復活を願いたいと、ひき縄漁業者一体そういった考えでおります。

（橋本会長）

ありがとうございました。

それでは、参考人の最後に、財部水産株式会社の財部社長さん、よろしくお願いします。

（参考人・財部）

私は、基本的には長崎県のマグロ養殖協議会のほうで呼ばれたと認識をしております。

近年、皆さんもご存じのとおり、マグロ養殖がすごく活発になっておるわけでございますが、ひき縄との兼ね合い、また、まき網との兼ね合いで種苗を入れていくわけですが、ここ一、二年は、今、草野さんがおっしゃられたようにすごく減少しております。でも、時期が遅くなって、１１月、１２月あたりになって、最近は釣れかけたりというのがあるわけですけれども、養殖事業といたしましては、１１月超えると種苗としての価値感はなくなってくるわけです、餌づかないということで。

先ほど水産庁の方々から、加入率とかいろいろ問題があると言われておりますけれども、１匹のマグロが産卵すると１億個も卵を産むわけですから、いつどこで加入率がぼんと上がるか、これは自然が知るのみでございます。我々は増えることについては本当に喜ぶところでございますので、北海道、北のほうでたくさんとれるということは、次は南に来るんじゃなかろうかというような喜びは感じております。

今後、マグロ事業を続けるためには、やっぱり全体的に増えていってもらわないと、種苗の入れ込みが十分できないということで、規制をどんどん強くしていくということは結構でございますけれども、それに伴って、ひき縄とかいう零細漁民が苦しむような規制はちょっと考えてほしいなと考えております。

今後、こういうふうなブロックごとに、オーバーするところはお互いに話し合いの中で解決していけばいいと思っております。今後、資源が回復することを希望しております。

以上でございます。

（橋本会長）

ありがとうございます。それぞれ参考人の皆様から貴重なご意見をいただいきました。改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、水産庁からの説明、それからただいまの参考人の４名の皆様からのご意見、それぞれ通して何かご質問、ご意見等があれば承りたいと思います。何かございますか。

角田さん。

（角田委員）

青森県の角田委員でございます。ただいま、４名の意見を聞いて、なるほどなと思うところもたくさんありました。

青森県の場合は定置網もあるので、定置網の中に小さな魚、未成魚がたくさん入っていくのが青森県の特色であると思いますけれども、結局、未成魚というものは、入ったものはもう死んでしまって、どうにもならないというのが現状の問題であります。小さな未成魚は、組合、単協では受けとれません。そうすると、その小さなマグロは誰がどのように対処するのか。県も国もどうにもならないということですが、現在はたくさんのマグロの未成魚は定置網に入ります。これは数も相当

で、数は言いませんけれども、うわさによると壮大な数でございます。これがたくさんあるのが現状であります。しかし、このあたりも正直に言えば、この未成魚の一旦網に入ったものは、皆さんもご承知のとおり死んでしまうので、そうした未成魚は県も引きとらない。

じゃあ、その未成魚の管理対策は誰がやるのかという問題になると、冒頭の挨拶の中で長谷次長さんが非常にいいことを申し上げられました。最近、定置網は技術が向上して、今後、非常に小さな稚魚も生き延びるというような話が、たしか東奥日報にも記載されて、私も見たんですけれども、長谷さんの新聞を見た内容のもう少しわかりやすい説明をお願いしたいと思いまして、ご質問申し上げます。

（長谷次長）

今回、出張で来る昨日の夜か、昨日づけの水産新聞、北海道、東北の水産関係の業界紙ですけれども、そこの記事を見たんです。さっき言いましたように、去年の５月から８月に深浦でやったんです。それによると、１つは放流で通常の大だもでやってみたりとか、水だもでやってみたり、すくう形ですね。もう１つ、逃避孔をつけてやる、３通りやってみたんですけれども。おっしゃるように、たもですくってやったものは、そのまま海に逃がすのではなくて、それを観察したんです。そうすると、ほとんど死んじゃうんです。だけども、逃避孔から逃がしたやつを観察したところ、１１２尾の８８％が９日後でも生きていたというようなことでした。

これでもう、すぐ解決とかそういう話ではなくて、そういう知見を今、一生懸命集積して、将来に向けて使える技術なり漁法を開発していきたいというようなことですね。

あと、目合いで小型魚をとらない。あと、クロマグロの場合は、魚どり部から結構戻るので、網上げをしないとかなりの部分が海に戻っていくだとか、そんなことが観察されているということです。こういう調査をしています。なかなかすぐ追いつかないですけれども、こういう地道な努力はやっていきたいということであります。

（橋本会長）

ありがとうございました。次長から、定置に関して実験的に小型魚の生残を高めるような、あるいは脱出口のような試験的なものもやられているという紹介でございました。

ほかに、参考人の皆様のお話、あるいはそれ以外の一般的なお話でもよろしいです。

志幸委員、どうぞ。

（志幸委員）

どうもご苦労さまでございました。

私ども一瀬会長さんからの意見と同様ですが、意見を述べさせていただきたいと思います。これはうちの委員会もこういうようなまとめ方をしてきましたし、それから、石川県の漁業者の方々の言葉も入っていますので、それでまた、皆さんからいろいろとご指導も得たいなと思っております。

うちは、まき網、大型まき網もおります。小型まき網もぎょうさんおりますし、また、引き船も

おります。そのほか定置網もおります。石川県は皆さんご存知のあるとおり、本当に今の一瀬会長を軸として、すごく活発に定置網漁業が行われている中で、私も定置網漁業の１人の会員であり、今年はいろいろな沖合も行ってきました。その中でいろいろな関係業者さん、網会社さんともお話をしまして、そして今、参考人の方々のお話も聞いて、また皆さんの立場立場の問題も聞きまして、私はまとめてきたことをひとつ皆さんに聞いていただきたいなと思っております。

この一番の問題は、日本の人口減少も兼ねて言わせていただくと、うちの委員会の中でも、皆さん幼魚、幼魚と言われますけれども、子供を産む親をとっては、やはり子供は増えないよと。日本の人口もそうだと思います。嫁に行く子供たちが嫁にも行かないで子供が増えるわけないじゃないですか。これと同じような格好です。私たちの委員の意見です。

この資源管理をするには、これは失礼な話なんですけれども、大型まき網、この業種を限定して。まき網は、テレビなんかでも放映されていますが、産卵する子も入った大きなマグロをとると、おそらく増えませんよ。それより、この秋口、国のほうは世界からの１０％、１０％と言います。それから、４ページ、５ページにもあります。これも参考にしながら、言葉に変えさせていただきますと、この網を敷設した網会社さんが言うには、次長が言われた深浦の問題とか、それから下北半島の網会社の人たちは一生懸命に改良、研究していますということであります。それを早急に全国的に。私たちのほうにも情報を伝えながら、やっぱり早急に。

それから、次長はせっかく今年１月１日に次長になられました。大変だと思いますけれども、切に、このマグロ漁業に対して、定置網の方々への資金援助、網の改良援助を早急にして、漁業者の安定を。正直言って、積立プラスですか、漁業共済について参考人の方が一人言われましたけれども、私はこれは漁業者全員入るべきだと思いますし、これは最高の共済組合の問題だと思います。漁業者は特に水産庁の指導要綱に従わないで文句ばかり垂れておるんじゃないかなと思うんですけれども。

そういうことで、ひとつ産卵する魚を考えていっていただきたいなと思っております。それが一番先決じゃないかなと。今、会長さんが言われたみたいに、今年の秋にまた皆さんの意見を聞いて、またこの問題を考えていくということですが、そういう問題を、石川県のほうから子供を産む、その卵を持ったマグロをひとつ何とかかんとか考えていっていただきたいなと思います。

以上でございます。

（橋本会長）

ありがとうございました。太平洋クロマグロの話につきましては、今年、国際的な動きも先ほど参事官から説明があったとおり、大変難しい問題も検討されてくると。そういった情勢の中で、国内のしっかりとした管理も、沿岸漁業定置網等の問題も含めて詰めていかなければいけないと。

ほかにご意見なければ、次長から発言をお願いいたします。

（長谷次長）

もう長くなったので、できるだけ簡単にしゃべりますけれども、漁法の開発はさっきも言ったようにやっていきますということですね。

それから、松野委員のほうからの枠の融通とか留保とかは１つのアイデアだと思うので、留保枠の形をやるのか、あるいは、北と南、漁法で違いますから、そういうような融通を上手にやっていくような仕組みを工夫していくというのが１つ課題だと思っています。

それから、仁保参考人からは救済策と言うのかな、経営対策、挨拶ではそう言ったと思うんですけれども、特別対策というご要望もありましたけれども、しっかり取り組みができるようにという趣旨だと思いますので、そこはまた検討していきますということでございます。

志幸さんの産卵魚の話はこれまでもずっと議論に出てきたと思います。何も産卵魚の話を外して取り組んでいるわけじゃなくて、産卵魚についても取り組みをしていただいています。どっちが効果あるのかということについては、子供１人しか産まない人間とマグロとはだいぶ……。さっき神谷参事官が言ったように、シミュレーションが今回また出ますけれども、やっぱり計算すると、子供を保護するのがすごく有効だということになるんですが、精神論として、子供とっている人だけじゃなくて、親とっている人たちも一緒になってやりましょうということで、長年この場で話をしていると思います。

それから、一瀬参考人も言われましたことは、皆さん同じことを考えておられると思います。例えばブリ漁しているときに、ほんの少し混じるマグロのためにブリ漁をやめるというようなことをしたら、それこそ定置漁業を殺してしまう。まさに基幹漁業だと思っている日本の定置漁業というものがなくなってしまいかねない話なので、だからこそそこは悩ましいのですけれども。ちょっと混じると言われるけれども、それが積もり積もると結構な量になるので、ここが悩ましいのだけれども、そこは十分配慮してやらなきゃいけないと思っています。

ただ一方で、ブリをとるために、サケをとるために、オーバーして、それがほかの漁業へしわ寄せになるとすれば、定置漁業者として、ほかの漁業者の方の理解を得られるような、支援の気持ちというか、何らかのことがないとですね。これはもうちょっと先の話だと思います。いろいろやれるだけの工夫をした上での話だと思いますけれども、そういう議論も含めて、この難問を乗り越えていきたいなと思っております。

以上です。

（橋本会長）

ありがとうございました。

杜委員、どうぞ。

（杜委員）

クロマグロのＴＡＣ移行について説明を願いたいです。

７月からクロマグロ型のＴＡＣに移行するということですけれども、今現在やっている管理は、

佐賀県はグループ県５県で枠が入っています。ＴＡＣに移行した場合に、各県に割り当てされるのか、若干量というようなＴＡＣのほかのあれでは難しいというような木島課長のご説明がありましたけれども、ＴＡＣ移行後についてどんな考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

（木島課長）

一部の新聞とかで、クロマグロについて漁獲可能量制度を試行するということで、かなり誤解を生むような報道がなされていると。これは実は私どもは違っていることじゃないかと思っております。漁獲可能量制度をそのまま運用するのではなくて、まず昨年と同じ数量を配分する。管理も基本的に同じなんですが、今年から違いますのは、クロマグロについては今までもご説明しているとおり、非常に管理が難しい。ですから、今年のように、計画もなしに管理はなかなかできないでしょうと。ということで、先ほど申しました各県、また地域漁業種類ごとに、どういうふうに数量を管理していくのかという計画をつくっていただく。それを今年からやるということです。

当然ながら、漁獲の制度そのものではありませんから、あくまでも罰則とかはありません。違うのは計画をつくるというところです。

（杠委員）

そこら辺、各県に枠をやるという考え方はないのですね。あくまでもグループ県というような格好なんでしょうか。そこら辺を。

（加藤室長）

具体的なことについては、今検討している最中でございますけれども、今の時点での考え方としましては、従来のＴＡＣですと、国の大臣配分か県配分ということになってきますが、グループ管理については、今やっているグループ管理のやり方をそのままＴＡＣのやり方に当てはめていこうとしたときには、今までと違うやり方をやる必要が出てきます。今考えていますのは、５県で何トンという数字が合計であるとしましたら、その５県とも同じような書き方で、自分の県、佐賀県さんの計画の中で、この５県が参加したグループの枠として管理をしていきますというように計画をつくっていただくと。佐賀県さんだけ何トンということでは書けませんので。そういった中で、グループの枠が超えそうなときとかには５県さん同時に手立てを打っていただくと。そんなことで今考えております。

（橋本会長）

よろしいですか。ありがとうございました。

（事務局）

長くなってしまって、とても申しわけないのですが、事務局から２点だけご報告とお願いでございます。

まず、これはご報告と申し上げたらいいのか、お礼方々ということになりますけれども、去年の１月から漁獲モニタリングということで各漁業の皆さん、漁師の皆さんに、漁獲量が何トンぐらい

とれたのかというのをご報告いただいております。これがちょうど１年分まとまりましたので、どのように皆さんにこれをお返しするのがよろしいのかなと思いながら、我々若手でいろいろ考えたんですけれども、今日、３２ページにちょっとまとめた資料をつけておりますので、ご報告と申しますか、お礼方々申し上げます。

３２ページは、昨年、平成２７年の１年分の漁獲です。各県で月別にどれくらいとれているのかというのを地図に落としたものでございます。それをさらに日本地図一つ一つに、１月分、２月分、３月分と１２カ月を並べてみました。そうしますと、１月から長崎のほうから漁獲がぽつぽつと始まり出しまして、３、４月はあまりなかったんですけれども、裏面に行きますと、５、６とまただんだんとれ始めて、７と。それで、また秋口に向けて南のほうでも北のほうでもとれていくと。こういった細かいデータがわかるようになってまいりました。これはひとえに皆さん方からいただいたデータがもとになっておりますので、引き続きこういった形で漁獲の報告を、多分、市場や漁業の職員の方からするとかなり面倒な作業かとは思いますけれども、今年もぜひよろしくお願い申し上げたいなと。

また、こういったものはホームページとかに載せて、皆様方のほうにフィードバックをしていきたいと考えております。

あともう一点ご案内になります。先ほど木島課長からございましたとおり、４月に水産政策審議会の資源管理分科会がございます。我々水産庁のほうでは漁業者はじめ、さまざまな方からご意見をいただきたいと考えております。４月の水産政策審議会ではご意見、ご要望とかをおっしゃりたい方がいらっしゃいましたら、水産政策審議会のほうに直接お越しいただいて申してもらいたいなと。そういう場をつくり、それを４月中、下旬にやりたいと思います。

我々のほうで都道府県の水産主務課のほうに依頼をかけておりまして、そちらに漁業者の皆さん、研究者の皆さんからお申し込みいただければ、我々につないでいただいて、４月の水産政策審議会、ちょっと申しわけないのですけれども旅費は出ないんですが、直接お越しいただきたいと。多分１人３分ぐらいになると思うんですけれども、直接ご意見を言っていただければ、我々もしっかりそれを受けとめていきたいなと。東京で開催予定でございますので、もしよろしければ皆さん方のほかにもご案内いただいて、県のほうの水産主務課に申し込みいただければなと思っております。

ありがとうございました。

（橋本会長）

ありがとうございました。水産庁事務局から、今までの漁獲等のデータ提供への御礼と本年４月下旬ぐらいに行われる水産政策審議会の資源管理分科会で意見を申し出る機会を設けるという情報でございました。

清野委員。

（清野委員）

非常に重要な議論をありがとうございました。最初に黒船が来て云々という話もあったんですけれども、今日の議論を伺っておりますと、日本の細やかないろいろな生態学的な情報を漁業者が本当に寄せてくださるからこそのさまざまなデータが出ております。ですから、そういうところが日本の強みだと思いますので、ぜひそういう漁業者の協力のもと、生態学的な知識を積み重ねて、管理に向かっているということを、自信を持ってアピールしていただけるといいのだろうと思います。

そういったものをもとに、どの時期にどの場所でどんなふうなことができるかというのは、おそらく科学的にもデータをもとにやっていけると思いますので、ぜひそういった方向で。先ほど産卵場の話でもありましたけれども、今日のモニタリングのデータを見ながら可能だと思います。そういうことでよろしくお願いします。

（橋本会長）

アカデミックなコメントをありがとうございました。

それでは、だいぶ時間も押してございますが、太平洋クロマグロについては本年も、国際的な取り組みも国内的な検討方向も佳境を迎えるとのことでございます。委員の皆様方もぜひ地元のほうに、本日ありましたような国際的な情報、国内的な管理の方向、そういったものを詳しく説明の上、関係の漁業者さんたちのご理解をいただくように努めていただけたらと思います。

それでは、次の議題、６番目に平成２８年度の資源管理関係の予算の概要ということで、説明を事務局からいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局）

事務局でございます。資料６でございます。平成２８年度の当初予算でございます。概算決定ということで、国会のほうに政府予算案として出しているものでございます。

資源管理関係でございますけれども、資源管理・資源調査の強化ということで、２８年度は４０億５，７００万円の概算決定という形になっております。

ポイントだけ申し上げますと、真ん中あたりの主な内容でございます。１番、我が国周辺水産資源調査・評価推進事業ということで、１５億円余り。これは、我が国の周辺のＴＡＣ対象魚種につきまして、資源調査や評価を強化していくというようなものになっております。

あわせまして、２番で国際水産資源と。我が国に対して今度は国際水産資源ということで、例えばマグロ類でありますとか、サンマ等の主要な資源につきまして、資源調査・評価というのをやっていくと。こちらが１２億円ということでございます。こちらが主な内容になっております。

そのほか、例年どおりの予算要求の内容となっておりまして、また４月から国会で審議を経た後ということになりますけれども、しっかり資源調査・評価に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

（橋本会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご質問等はございますでしょうか。

（全委員）

なし。

（橋本会長）

それでは、議題の最後、７番目、その他でございますが、特に事務局から報告の事項等はないとのことでございます。この機会でございますので、一言だけでも。発言はもう尽くされたと思いますが、何か最後にございますか。

（全委員）

なし。

（橋本会長）

それでは、その他はないということでございますので、引き続き事務局のほうから、次回の秋の委員会の開催の予定について、ご説明をお願いいたします。

（事務局）

例年どおり、次回は今年の１１月ごろに東京で委員会の開催を予定しております。日時、場所、会議室とかの詳細につきましては各部会との関連もございますので、会長及び委員の皆様のご都合をお聞きしながら、追ってご連絡したいと思います。よろしくお願いいたします。

（橋本会長）

次回の秋の委員会は、例年どおり東京で１１月ごろに開催ということでございますので、委員の皆様方にはよろしくご予定をお願いいたします。

委員各位、また臨席の皆様方におかれましては、議事進行への協力、あるいは大変貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。事務局におかれましては、本日いただいたご意見を踏まえて、今後の委員会の運営にぜひ活用していただきたいと思います。

なお、最後に、議事録署名人に指名させていただきました山口県の上野委員、農林水産大臣選任委員の濱村委員、このお二人には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間大変ご苦労さまでございました。これをもちまして、第２７回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。またよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

閉　会